

## 第3節 生物多様性と人とのつながり

### 3-1 人の営みと生物多様性

私たちの生活や事業活動は、宅地や工場の建設、化学物質の使用、廃棄物の発生等により、多くの生物や、生物の生息・生育環境に影響を与えています。

#### ■ 日常生活と生物多様性

私たちが生活を営むことによって、土地の改変、食料やエネルギーの消費、汚れた水やごみの環境中への排出等を行っています。これらの行為は、多くの生物やその生息・生育環境に影響を与えています。

例えば、2016年（平成28年）度末の汚水処理人口普及率は79.6%であり、生活排水処理施設は徐々に普及しているものの、未だに約2割の家庭では生活排水が未処理のまま河川に放流されています。生活排水による水質汚濁は、河川や湖沼、海洋等に生息・生育する生物に影響を与えます。

廃棄物の投棄も生物に深刻な影響を与えます。例えば、2016年（平成28年）度における県内の不法投棄量は219tであり、有害物質の漏洩等による環境汚染が懸念されます。また、最近では小さく砕けたプラスチックのごみ（マイクロプラスチック）による海洋汚染が指摘されています。実際の調査でも魚や貝、水鳥等の体内からプラスチックや、そこから溶け出したと見られる有害物質が発見されています。



生活や事業等からの排水



林道への不法投棄

【資料：廃棄物リサイクル課】

#### ■ 事業活動と生物多様性

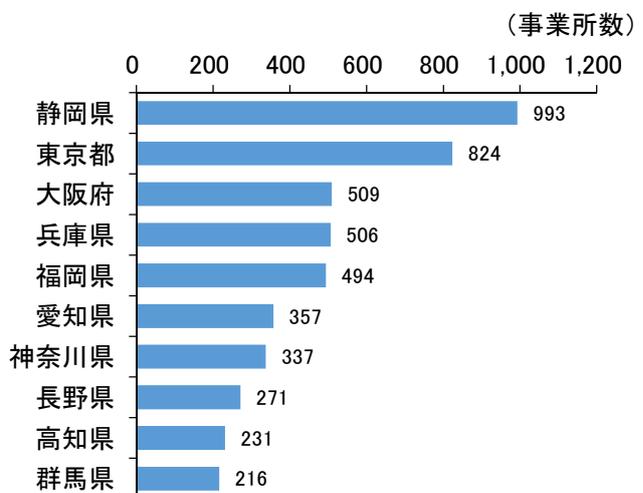
##### ▶ 事業活動と生物多様性の調和

事業者は製品やサービスの提供を通じて、生物多様性のめぐみを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えているため、事業活動と生物多様性との調和が求められています。

##### ▶ EA21・ISO14001・SDGs

2017年（平成29年）7月末現在、エコアクション21（EA21）の認証・登録事業者数は全国で7,842事業所、そのうち本県は993事業所で日本一\*です。エコアクション21は現在、省エネや省資源の取組が主流ですが、エコアクション21の自己チェックリストには、壁面・屋上等の緑化、事業所周辺の生物の保全活動、認証品（森林認証、漁業認証）の活用等、生物多様性に係るチェック項目も含まれていることから、生物多様性の保全に向けたツールとしても期待されます。

また、2015年（平成27年）には、改訂版ISO14001でも生物多様性への取組が義務化されているほか、同年9月の国連サミットで「持



エコアクション21 認証・登録事業所数

【資料：エコアクション21 中央事務局】

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つとして、生物多様性の損失の阻止を促進するという目標が定められています。

\*年度末時点の認証・登録事業者数は、2007年（平成19年）度から2016年（平成28年）度まで10年連続で日本一。

### ▶工場や事業所の緑化

産業の成長と生物の生息・生育環境の保全の両立・調和を図っていくため、県内では多くの工場や事業所が、生物多様性への取組の一つとして緑化に取り組んでいます。例えば、工場立地法の趣旨を踏まえて工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場を評価する「緑化優良工場等表彰制度」において、県内では16工場（1982（昭和57年）～2017年（平成29年）度）が経済産業大臣賞を受賞しており、受賞件数は全国1位となっています。

また、公益財団法人都市緑化機構は、事業者等が積極的に保全・維持・活用に取り組む優良な緑地を認定する制度（SEGES）を設けています。これと関連して同機構は2010年（平成22年）に事業所が取り組む身近なみどりの保全・創出・活用の優良な事例を「生物多様性保全につながる企業のみどり100選」として認定しました。本県では「企業緑地部門」「都市づくり部門」を合わせて5件の事業所が認定されています。

これらの工場や事業所の緑地は、様々な生物のすみかとなる等、地域の生物多様性の保全に貢献しています。

#### 緑化優良工場として経済産業大臣表彰を受けた工場（2017年度（平成29年度）まで、受賞年順）

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)資生堂 掛川工場（掛川市）</li> <li>・富士通(株) 沼津工場（沼津市）</li> <li>・ポーラ化成工業(株) 袋井工場（袋井市）※</li> <li>・キリンディスティラリー(株) 富士御殿場蒸溜所（御殿場市）※</li> <li>・日本テクトロニクス(株) 御殿場工場（御殿場市）</li> <li>・(株)ヤクルト本社 富士裾野工場（裾野市）</li> <li>・(株)三共製作所 静岡工場（菊川市）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シミックCMO(株) 静岡工場（島田市）</li> <li>・ハウス食品(株) 静岡工場（袋井市）</li> <li>・(株)虎屋 御殿場工場（御殿場市）</li> <li>・(株)ロック・フィールド 静岡ファクトリー（磐田市）</li> <li>・大塚製菓(株) 袋井工場（袋井市）</li> <li>・サッポロビール(株) 静岡工場（焼津市）</li> <li>・NSKワーナー(株)（袋井市）</li> <li>・NECプラットフォームズ(株) 掛川事業所（掛川市）</li> <li>・ヤマハ発動機(株) 袋井工場（袋井市）</li> </ul> |
|---|---|

※内閣総理大臣賞を受賞した工場

#### 生物多様性保全につながる企業のみどり100選（企業緑地部門・都市づくり部門）

部門	緑地名称・事業名称	事業者名
企業緑地部門	富士通沼津工場緑地	富士通株式会社
	あさひ・いのちの森	旭化成株式会社、旭化成ホームズ株式会社
	「地球のたまご」どんぐりプロジェクト	OMソーラー株式会社
都市づくり部門	矢崎総業 Y-TOWN 御殿場	矢崎総業株式会社、鹿島建設株式会社
	富士山南陵工業団地開発事業	大成建設株式会社

【資料：公益財団法人都市緑化機構】



### 地域連携保全活動計画

2010年（平成22年）12月に制定された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（2011年（平成23年）10月施行）は、地方公共団体やNPO等の民間の団体、地域住民、農林漁業者、事業者、専門家等、様々な立場の人々が互いに連携して生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、わが国の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的としています。市町村は、国が策定した「基本方針」に基づいて「地域連携保全活動計画」を作成することができます。また、NPO法人等は市町村に対し、地域連携保全活動計画の案の作成について提案することができます。2017年（平成29年）3月現在、地域連携保全活動計画を策定しているのは13地域（環境省調べによる）であり、静岡県内では計画の策定事例はありません。



## 事業者の先進活動紹介

### 富士通株式会社・沼津工場の緑化活動

富士通株式会社・沼津工場では、約53haに及ぶ緑地を「庭園」「里山」「原生林」と称した3つのゾーンに区分し、継続的な管理を行っています。緑地内の散策路や運動施設は地域に開放され、豊富な資源を活用した環境教育プログラムが実施されています。

緑化活動による地域社会や環境への貢献に継続的に取り組んでいることが評価され、2012年（平成24年）に公益財団法人都市緑化機構が運営する「SEGES」（社会・環境貢献緑地評価システム）認定において、最高位であるSuperlative Stageの認定を取得しました。また、2014年（平成26年）には「みどりの社会貢献賞」（公益財団法人都市緑化機構主催）を受賞しました。

【資料：公益財団法人都市緑化機構ホームページ ほか】



沼津自然楽校

### 住友林業株式会社の「富士山まなびの森」

台風により大きな被害を受けた富士山麓の国有林をもとの豊かな森に再生するために、住友林業株式会社では、被害を受けた森林のうち約90haを「まなびの森」と名づけ、1998年（平成10年）より天然林復元活動を開始しました。大規模な植林活動が終了した後も、育林活動の継続とともに、自然とのふれあいの場や環境教育の場として、地元の小中学生、児童養護施設の児童を対象とした環境学習支援を行っています。また、「まなびの森」は民間団体や事業者の社会貢献活動の場としても活用されています。

【資料：日本企業による環境教育の現状～生物多様性に関する環境教育事例集～（経団連自然保護協議会・生物多様性民間参画パートナーシップ、2014年（平成26年））】



ボランティア活動での枝打ち作業

### 三菱電機株式会社・静岡製作所の「よりみち緑地」

三菱電機グループは2010年（平成22年）に生物多様性行動指針を制定しました。これを受けて、静岡製作所では、2016年（平成28年）から試験棟「霧ヶ峰みらい研究所」横の敷地に、「よりみち緑地」を整備し、緑の質の向上を目指しています。「よりみち緑地」のコンセプトは、「生きものが餌を食べ、休息する緑地」、「鳥やチョウが舞い、周辺の景観とも調和した緑地」です。



よりみち緑地

植栽する植物としては、地域生態系を攪乱するおそれのない植物を選び、周辺地域の開発工事により生育地が失われる植物の移植や、自然の鳥等が運んできた種が芽生える等、質の高い緑地を育成しています。

【資料：三菱電機株式会社ホームページ ほか】

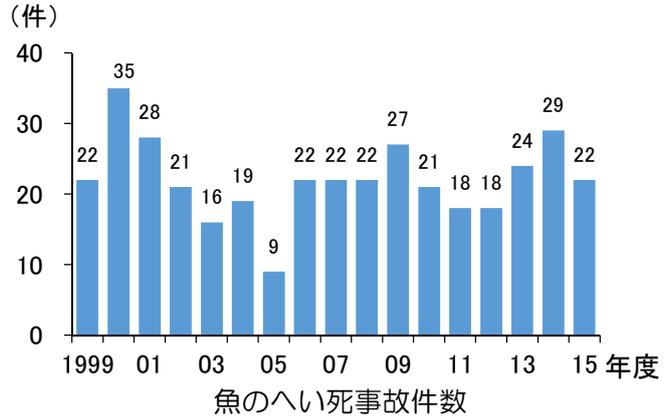


周辺の山々と市街地をつなぐ「よりみち緑地」

▶化学物質

ものづくりの過程では、トルエンや塩化メチレン、キシレン等、数多くの化学物質が大気中や公共用水域（河川、湖沼、海域）へと放出されています。「平成26年度PRTR報告書」（静岡県、2016年（平成28年））によると、化学物質（第1種指定化学物質462種類）の総排出量8,435tのうち、大気への排出が8,252t（98%）、公共用水域への排出量が183t（2%）でした。これらの化学物質は、多くの生物にとって毒性が強く、食物連鎖の過程で濃縮され、人の健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、かつては工場が主な発生源でしたが、今は化学肥料や農薬、下水処理施設等からの発生も考えられます。有害物質や農薬の流出等に起因する魚類の多量へい死事故も発生しています。



【資料：生活環境課】

魚類のへい死事故は例年20件ほど発生し、水質事故の約3割を占めています。へい死事故は有害物質や農薬の流出、酸欠等に起因することが多く、水域の生態系に大きな影響を与えることがあります。

■ 県民・事業者の参加による保全活動

県では、「一社一村しずおか運動」「しずおか未来の森サポーター制度」「森づくり県民大作戦」「しずおかアダプト・ロード・プログラム」「リバーフレンドシップ制度」「ふじのくに美農里プロジェクト」をはじめ、県民・事業者等の参加による保全活動を推進しています。

県民や事業者等の参加による保全活動の事例

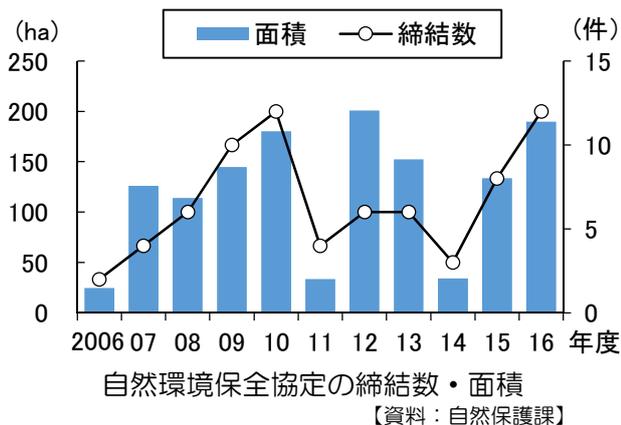
事業名称	事業内容
一社一村しずおか運動	・農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある新しい農地の保全等の協働活動を行う取組。2017年（平成29年）11月末までに42件の取組が認定。
しずおか棚田・里地くらぶ	・棚田や里地の美しい景観や豊かな生態系等の保全活動を行うボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」を推進する取組。2017年（平成29年）11月末時点で345の個人・法人が会員登録。
企業の森づくり活動の支援	・企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度は、県が森づくり活動を希望する企業、森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を促進。2016年（平成28年）3月末までに39社と協定を締結。 ・通常の用紙代に未利用材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体等が購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」に2016年（平成28年）3月末で77の企業や団体が参加。
県民参加による森づくり	・県民参加の森づくりを促進するため、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施。 ・年間を通じて植栽や竹林整備、自然観察会等の様々な森づくりイベントを県内全域で展開する「森づくり県民大作戦」は、2016年（平成28年）度は966行事、28,343人が参加。
しずおかアダプト・ロード・プログラム	・住民団体等が、ボランティアで道路の清掃等に取り組む仕組。2001年（平成13年）度から始まり、2017年（平成29年）11月末現在、169団体が道路の美化活動に参加。
リバーフレンドシップ制度	・県が管理する河川において、住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行なう制度。2016年（平成28年）3月末現在、リバーフレンド団体は527団体。
ふじのくに美農里（みのり）プロジェクト	・農業者を中心とした活動や、地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の地域資源の保全や農村環境の向上を図る取組。2007年（平成19年）度から始まり、2017年（平成29年）11月末時点で232組織が活動。
世界農業遺産「静岡の茶草場農法」作業応援ボランティア	・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会は、生物の多様性を持つ茶草場の保全や維持につながるため、企業や一般のボランティアが行う作業の受入に対して支援を行っている。平成28年度は451人が参加。

【資料：平成27年度版静岡県環境白書（静岡県、2016年（平成28年））、農地保全課、農地整備課】

## ■ 開発行為と生物多様性

開発事業は、生物の生息・生育地を直接改変したり、環境の質を変化させたり、事業実施後にロードキルが発生する等、生物多様性に大きな影響を及ぼすことがあります。そのため、生物多様性に大きな影響を与える開発に対しては、環境影響評価制度や自然環境保全協定等の制度の趣旨に従い、影響を未然に防ぐための一定の対応等がされています。

また、私たちの生活に必要な身近な社会基盤の整備により、生物の生息・生育環境を劣化させ、生物多様性に影響を与えてきました。最近では、固定価格買取制度や電力小売り全面自由化等により、再生可能エネルギー施設が急増しており、民間事業者による大規模な太陽光発電施設の建設が県内各地で行われているほか、風車によるバードストライク（鳥類の衝突）等の問題が報告されています。このような再生可能エネルギー施設は、規模や設置場所によっては環境に与える影響が大きくなります。



太陽光発電や風力発電による開発

### 課題

- ➔ 生活や事業活動から発生する環境負荷を各主体が認識し、地域環境との調和が図られるよう、生物多様性等に配慮した取組を促進するような働きかけが必要です。
- ➔ 県民・事業者等の参加による保全活動を推進する必要があります。
- ➔ 生物多様性に配慮した社会基盤整備の推進、開発と生物多様性の確保の両立について、取り組んでいく必要があります。

### コラム

## 生物多様性への民間参画

### 生物多様性民間参画ガイドライン

環境省は、国民の生物多様性に対する理解を深め、国・地方公共団体・事業者・国民及び民間の団体等の主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組に参画・連携する施策を展開しています。その一つの取組として、事業者を対象にした「生物多様性民間参画ガイドライン」を2009年（平成21年）8月、第2版を2017年（平成29年）12月に公表しました。本ガイドラインには、生物多様性の保全と持続可能な利用の考え方や具体的な事例等が掲載されています。



生物多様性民間参画ガイドライン

### 生物多様性民間参画パートナーシップ

2010年（平成22年）5月、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会により、事業者の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を推進するプログラムとして「生物多様性民間参画イニシアティブ」が設立されました。生物多様性民間参画パートナーシップは、この一環として、事業者や事業者の取組を支援するNGO、研究者、地方自治体等の参加を募り、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有や交流を図る環境を整備し、事業者の取組をサポートしています。

### 3-2 文化と生物多様性

生物多様性のめぐみは、私たちに文化財、景観資源、信仰・伝統行事、食等、様々な文化を生むきっかけを与え、私たちの生活を豊かなものにしてきていますが、その継承が難しい状況にあります。

#### ■ 文化財や保存樹として守られてきた生物

県内には指定文化財の天然記念物に分類されているものが、国・県・市町指定を合わせて424件あります(2017年(平成29年)9月1日現在、ただし市町は2017年(平成29年)5月1日現在)。これらの天然記念物の多くは、学術上貴重でわが国や静岡県の自然環境を特徴づける社寺林や屋敷林等及び神木または地域のシンボルとなっている巨樹・古木であり、人々に大切に守られてきました。カモシカやライチョウ等の貴重な動植物も天然記念物に指定されています。また、地域によっては、保存樹・保存樹林が指定されています。

しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行等による管理者の不足、保存のための資金不足等により管理が行き届かず、放置されたり枯死してしまう巨樹・古木も見られます。



大瀬神社のビャクシン  
樹齢1,500年の御神木等があり、国の天然記念物に指定されています。

#### ■ 自然と人がつくる文化的景観

自然環境と人の営みが「石部の棚田」(松崎町)や「倉沢の棚田」(菊川市)に代表される棚田等の美しい文化的景観をつくってきました。しかし、薪等から電気ガスへの燃料転換、農業従事者の高齢化や農業の衰退、荒廃農地の増加等により、伝統的な里地里山の景観が失われつつあります。



石部の棚田

平成14年度から県内で初めて「棚田オーナー制度」を導入しました。

【資料：農地保全課】

#### ■ 生物多様性に関わる信仰や伝統行事

本県では、自然環境や生物等に関わる信仰や伝統行事等が地域に根付いています。例えば、巨木を神木とする伊豆地方の「キノミヤ信仰」や、シカを追い払う川根本町の「徳山の盆踊」、700年以上も続く伊東市の「大室山の山焼き」等がその一例です。これらは、生物多様性と人とのつながりを示す歴史的・文化的遺産です。しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行、信仰・伝統への価値観の変化等による後継者不足が顕著であり、今後、その存続が難しくなるおそれがあります。



来宮神社の大クス

伊豆半島には「キノミヤ」(来の宮、木の宮)と呼ばれる神社が多く、これは巨木を目標に神が海からやって来るという信仰だといわれています。



徳山の盆踊

作物を荒らすシカ等の獣を追い払い、豊作を祈ったことが発祥という「徳山の盆踊」(川根本町)は、国の重要無形民俗文化財になっています。



大室山の山焼き

大室山の山焼きは、枯れ草を燃やして灰を肥料とし、春の若草が伸びるのを待つ700年の歴史がある行事です。これにより、草地の生物が守り育てられてきました。

【資料：静岡県ふるさとの自然とくらし(静岡県文化財保存協会、1988年(昭和63年))、川根本町、伊東市観光課】

## ■ 伝統的な農法が育む生物多様性

伝統的に続けられてきた農法が生物多様性を豊かにしている場合もあります。例えば、2013年（平成25年）5月に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」は、茶畑の周囲の茶草場（採草地）でススキやササ等の草を刈り、乾燥させてから茶畑の畝間に敷く農法であり、良質なお茶の生産とともに、草を刈ることにより草地性の植物が育ち、生物多様性の確保にもつながっています。

また、2018年（平成30年）3月には、沢を開墾して階段状にわさび田を作り、日本固有種のわさびを肥料を使わず湧水に含まれる養分のみで栽培する技術を継承している「静岡水わさびの伝統栽培—発祥の地が伝える人とわさびの歴史」も世界農業遺産に認定されました。わさび田は溪流の生物を育み、生物多様性の確保に寄与しています。

## ■ 地域の食材を利用した食文化

本県の豊かな生物多様性のめぐみを反映し、それぞれの地域の風土に根差した地域の食材、郷土料理が伝承されており、貴重な地域資源となっています。また、特定の地域で世代を超え栽培され、その地域独特の風土の影響を受けてきた「在来作物」も数多くあります。例えば、徳川家康が愛したとされる「折戸なす」や「あさはた蓮根」等が知られています。しかし、農家が減少しているほか、在来作物の価値があまり知られていないため、今後は多くの在来作物が消えてしまうおそれがあります。

また、最近では共働き世帯の増加やインターネットの普及等に伴うライフスタイルの変化や、流通網の発達等により、食生活や食文化にも変化が見られます。



折戸なす

あさはた蓮根

本県の主な郷土料理と地域

料理名	伊豆	東部	中部	西部	料理名	伊豆	東部	中部	西部
あした葉の胡麻和え	●				こんにやくのくるみあえ				●
鮎の甘露煮	●				桜えび料理			●	
鮎のせんべい	●				さくら葉餅	●			
あわびの踊り焼	●				さんま寿司	●			
伊勢海老の姿造り	●				静岡おでん			●	
いのこぼたもち				●	スッポン料理				●
いのしし鍋	●				田子寿司	●			
いるかの味噌煮	●	●	●		つみくさの野草料理	●			
うなぎ井				●	とろろ汁			●	
うなぎの蒲焼				●	なんか揚げ	●			
うなぎ料理				●	ニアイナマス（焼なます）	●			
かき葉の煮ひたし	●				浜松餃子				●
がわ料理			●		富士宮やきそば		●		
きびなごの刺身	●				弁天鍋	●			
金目鯛の煮付け	●				まご茶づけ	●			
黒糖まんじゅう			●						

注）伊豆、東部、中部、西部の表示は目安であり、厳密なものではない。

【資料：農山漁村の郷土料理百選・候補料理（農林水産省・農村開発企画委員会、2007年（平成19年））】

### 課題

- ➔ 文化財等として指定されている個体や種及び生息地を適切に保護・管理していくことが必要です。また、信仰や伝統行事は地域への愛着や尊厳の根幹となるものであり、今後大切に守り、文化を継承する担い手を育成することが必要です。
- ➔ 文化的景観を保全していくため、農業者を含めた地域ぐるみで、棚田の保全等の取組を推進していく必要があります。また、自然景観等を保全するため、地域ごとの景観計画の策定を推進していく必要があります。
- ➔ 生物多様性の確保につながる伝統的農法を維持するとともに、生物多様性のめぐみである在来作物等の価値について周知を図り、保存に向けて取組むことが必要です。

### 3-3 生物多様性に関する環境教育

自然と人とのふれあいや観光、エコツーリズム等、人が自然環境の中で楽しむ活動の多くは、生物多様性のめぐみによってもたらされていますが、利用者の増加は環境破壊につながることを懸念されます。

また、本県では環境教育・環境学習の方針や機会づくり、人材づくり、教育施設の整備等を進めてきました。しかし、アンケート調査によると県民の生物多様性に関する認識はまだ低いことが分かります。

#### ■ 生物多様性のめぐみを活かした自然とのふれあい

県内では豊かな生物多様性のめぐみを利用して、様々な自然とのふれあいを楽しむことができます。例えば「眺める・観察する」ものとして、登山、ハイキング、花見、紅葉狩り、バードウォッチング、森林浴、ダイビング・シュノーケリング、写真撮影等があります。このほか、「採取する」ものとしてネイチャークラフト、草花あそび、「収穫・味わう」ものとして潮干狩り、味覚狩り、農業体験、釣り等があります。このような自然と人とのふれあいの場は、生物多様性を保全する意識を育む大切な場所です。



登山



花見



紅葉狩り



バードウォッチング



ネイチャークラフト



潮干狩り



味覚狩り

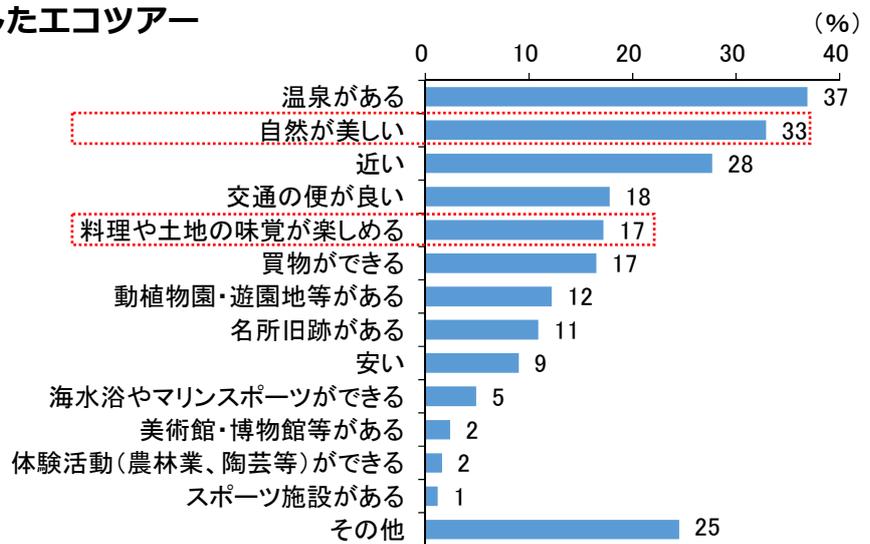


釣り

#### ■ 自然とのふれあいを活かしたエコツアー

「平成24年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査報告書」によると、本県を旅行地を選んだ理由としては、「自然が美しい」(33%)や「料理や土地の味覚が楽しめる」(17%)等、生物多様性のめぐみに関連した内容が上位に上がっています。

最近では、これらの生物多様性のめぐみを活用した様々なエコツアーが行われています。例えば、エコツアー総合情報サイト「エコツアー総覧」による



旅行地を選んだ理由

【資料：平成24年度静岡県における観光の流動実態と満足度調査報告書（静岡県、2013年（平成25年））】

と、静岡県内で2015年（平成27年）度で開催されるエコツアーとして、富士山や伊豆半島、県西部の気田川等で行われている29件が登録されています。このように個々の事業者が様々なエコツアーを行っているほか、トレイルランニング等が行われていますが、その実態が把握できていません。

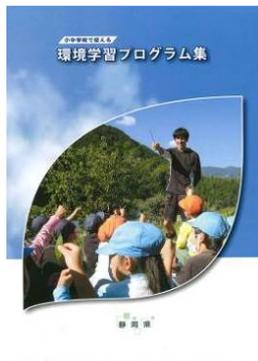
また、富士山の世界文化遺産登録や富士山静岡空港を利用した外国人観光客の増加等により、2015年（平成27年）度の県内の観光交流客数は過去最高の1億4,913万人に上りました。しかし、利用者の増加は環境破壊につながるおそれがあり、自然環境保全との両立が必要です。

### ■ 環境教育・環境学習の方針や機会づくり

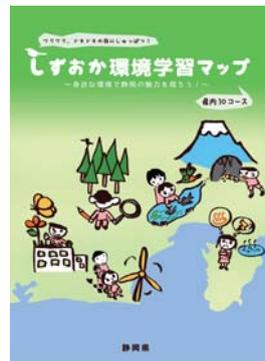
本県では、「ふじのくに環境教育基本方針」を2012年（平成24年）3月に策定し、持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人づくりを目指しています。また、環境を快適なものにしていくためには、地域住民が主体的に環境の向上に取り組むことが必要と考え、環境教育が継続できる体制を整備するとともに、ネットワーク化を図っています。具体的には、2014年（平成26年）度からは多様な主体が特性を活かして協働する「環境教育ネットワーク」を構築し、その活動の一環として、毎年1月から2月にかけて県内各地で一斉に環境学習会を展開する「環境学習フェスティバル」等の環境イベントを開催しています。また、「小中学校で使える環境学習プログラム集」や「森林教育プログラム」、「しずおか環境学習マップ」等、環境教育・環境学習に利用できる資料を作成し、活用しています。



環境学習  
フェスティバル



小中学校で使える  
環境学習プログラム集



しずおか  
環境学習マップ



森林教育プログラム

### ■ 環境教育・環境学習の人材育成

本県では、環境教育の中核を担う「静岡県環境学習コーディネーター」の活用や、伊豆・東部、中部、西部の関係者で組織する「環境教育ネットワーク推進会議」の開催、環境学習指導員の養成等により、環境教育・環境学習の人材育成を行っています。

### ■ 環境教育・環境学習のための施設

県立自然系博物館「ふじのくに地球環境史ミュージアム」は、全国初の地球環境史の博物館として2016年（平成28年）3月に開館しました。県内の生物多様性について学ぶことができる拠点施設と位置付け展開します。

この他にも「県立森林公園」等、自然とふれあいながら、自然観察指導員から生物多様性についても学習できる施設があります。

しかし、施設の認知度の向上や老朽化した施設の更新、環境学習を行う人材育成等の課題もあります。



ふじのくに地球環境史  
ミュージアム



県立森林公園



自然とふれあえる県内の主な公共施設等



**動物園・水族館・植物園における動植物の生息域外保全**

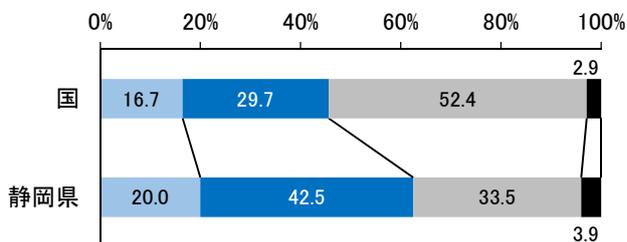
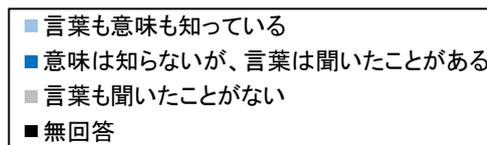
環境省は、(社)日本動物園水族館協会及び(社)日本植物園協会の協力を得て、2009年(平成21年)1月に「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を策定し、全国各地の動物園・水族館・植物園等で、この基本方針の趣旨に沿った取組を実施しています。そのため、今後も県内の動物園や水族館、植物園等とも連携しながら、絶滅危惧種の保全に向けた飼育・栽培・増殖等の技術や科学的知見を高めていくとともに、県民への学習の場や機会を提供していくことが望めます。【資料：絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針(環境省、2009年(平成21年))】

**「生物多様性」という用語の認知度と主流化**

2016年(平成28年)度に行った県政世論調査では、「生物多様性」の用語の認知度についてアンケートを実施しています。その結果、「言葉も意味も知っている」(20.0%)と、「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」(42.5%)を合わせた62.5%が「生物多様性」という言葉を聞いたことがあると回答しました。その一方で、「言葉も聞いたことがない」という人は33.5%と全体の3分の1を占めています。また、国の調査と比較すると、用語の認知度は静岡県の方が高い結果となりました。

生物多様性という用語自体の認知度も大切ですが、それ以上に生物多様性に対する意識・関心を高めるとともに、実際に生物多様性の保全、利用の行動に結び付けていくこと(=生物多様性の主流化)が重要です。

また、生物多様性に関する正しい認識を持っていないことに起因し、もともとは生息していなかった地域へのゲンジボタルやミナミメダカの放流等、誤った自然保護活動が外来生物の分布拡大や生物多様性の低下を招きかねない状況にあります。



「生物多様性」の用語の認知度  
【資料：平成28年度県政世論調査(静岡県、2016年(平成28年))、内閣府世論調査(内閣府、2014年(平成26年))】

■ 生物多様性に関する情報提供

本県では、生物多様性に関するものを含め、環境情報を環境白書や県のウェブサイト等で提供しています。しかし、生物多様性に関する情報は限られており、県民の生物多様性に対する関心を高める内容にはなっていない状況です。



静岡県環境白書

課題

- ➔ 生物多様性のめぐみを活かした自然とのふれあいを促進する一方で、エコツアー等の実態把握と持続可能な利用に向けた意識の醸成を図る等の取組が必要です。
- ➔ 生物多様性に関する環境教育は、あらゆる世代を対象とし、日常生活から野外に至るまであらゆる場所で行う必要があります。
- ➔ 県民・事業者・NPO等との連携による環境教育のための人材の確保、「ふじのくに地球環境史ミュージアム」の活用等を総合的に図ることで、生物多様性に関する県民の意識を高めていくことが必要です。
- ➔ 生物多様性に関する様々な情報を集約するとともに、効果的な情報発信方法について検討していく必要があります。



静岡県富士山世界遺産センター

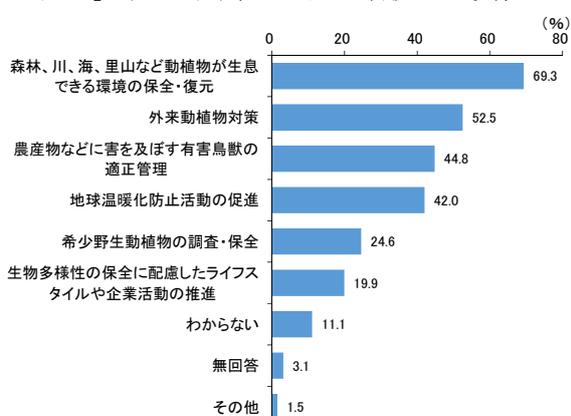
静岡県富士山世界遺産センターは、ユネスコの世界文化遺産に登録された富士山を後世に守り伝えていくための拠点施設として、2017年（平成29年）12月23日にオープンしました。同センターでは、タイムラプス（連続画像）の映像を見ながら全長193mのらせんスロープを上ることで、本県の特色である海からの富士登山を疑似体験できます。また、駿河湾から高山帯までの生態系の紹介をはじめ、富士山の歴史、文化、自然を多角的に知ることができます。



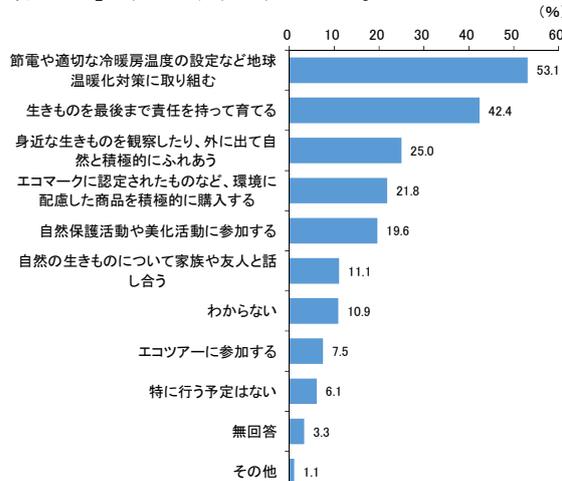
県政世論調査の結果（平成28年度）

「生物多様性の保全を図り、自然のめぐみを受け続けるため必要な取組」として上位に上がったのは、「森林、川、海、里山等動植物が生息できる環境の保全・復元（69.3%）」、「外来動植物対策」（52.5%）、「有害鳥獣の適正管理」（44.8%）等でした。

「生物多様性の保全に配慮したライフスタイル」として上位に上がったのは、「地球温暖化対策に取り組む」（53.1%）、「生物を最後まで責任を持って育てる」（42.4%）等でした。



自然のめぐみを受け続けるために必要な取組（複数回答）



生物多様性の保全に配慮したライフスタイル（複数回答）

【資料：平成28年度県政世論調査（静岡県、2016年（平成28年））】